

公立大学法人奈良県立大学コンプライアンス推進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第9条に規定するコンプライアンスの推進について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「コンプライアンス」とは、法令、法人の規程、教育研究固有の倫理その他の規範等を遵守することをいう。

(2) 「役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 法人の役員

イ 本学に常時勤務する職員（教員及び一般職員）

ウ 公立大学法人奈良県立大学職員就業規則第23条の規定により再雇用された職員、契約事務職員、契約事務補助職員、非常勤教員、特任教員及び特任事務職員

エ 本学の学生

(3) 「内部通報」とは、役職員等が、内部通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。

(4) 「内部通報対象行為」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 法令等に違反する行為又はおそれのある行為

イ 役職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為

ウ 法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、常にコンプライアンスを踏まえ、行動しなければならない。

(コンプライアンス推進委員会)

第4条 法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項

(2) コンプライアンス遵守の実施状況に関する事項

- (3) コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスの取り組みに係る理事長への助言、提言に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(委員)

第6条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 学生部長
- (6) 学術情報部長
- (7) 地域創造研究センター長

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副理事長を持って充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(内部通報制度)

第8条 法人における内部通報対象行為の早期発見と是正を図るとともに、内部通報を行った役職員等を保護し、コンプライアンスを推進することを目的として、内部通報制度を設ける。

- 2 内部通報制度については、公立大学法人奈良県立大学内部通報に関する規程の定めるところによる。

(事務)

第9条 この規程を実施するための事務は、総務課において行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。